

## 凡 例

### 【資料本文】

一、手書き資料（謄写版資料を含む、以下同じ）の中には、旧字体と新字体との区別が困難であり、旧字体と新字体が混在する資料が存在する。そうした資料の場合、なるべく原文を尊重し文章入力者が「見える通り」の字体を入力した。そのため、資料によっては旧字体と新字体が混在している資料が存在する。

一、手書き資料の場合、編集者の判断で適宜句読点を補った。

一、誤字脱字が明白な箇所は、編集者の判断で修正した。ただし、資料の性格により未修正にしておいた箇所も存在する。

一、編集の都合上、靖国神社所蔵文書の一部及び閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会の資料は、縦書きを横書きに、横書きを縦書きにした。

一、読みやすさを考慮し、編集者の判断で、適宜行間や字間を空けたり、詰めたりした。

一、文字不明の箇所は、〔不明〕、〔二字不明〕、〔数字不明〕とした。

一、当て字や異体字は、資料の性格に合わせて修正した。ただし、資料によっては修正していない資料がある。

（例）戦斗↓戦闘、検斗↓検討、況↓況、 ↓第、販還↓帰還（帰還）

一、見出しの年月日・作成者等の箇所の「〔 〕」は、編集者が推定したことを意味する。

一、資料の性格に応じて見出しを数種類に分けて使用している。

一、書き込みや付箋が存在する資料は、書き込みや付箋が位置する場所に「※1」「※2」をつけて、その資料の巻末に書き込みや付

箋の内容を記入した。

一、国会会議録のテキストについては、国立国会図書館ホームページの「国会会議録検索システム」の「選択閲覧」に掲載されているテキストのうち関係箇所を切り出して掲載した。このデータは、国会会議録の画像から機械的に読み取ることによって作成されたテキストデータであるため、誤字・脱字がある可能性がある。

【靖国神社所蔵資料中収録文書一覧】

一、本目録の文書表題は、読みやすさを考慮して、漢字は新字体に直したが、仮名は原文を尊重した。

(例) 廿↓二十

一、年代表記は、原則として元号を使用した。ただし、外国の資料は西暦を使用した。

一、原資料からの直接引用箇所は「」で括った。

一、目録作成者の推測に基づく箇所は、「」で括った。

一、作成年代不明資料の作成年代推定に際しては、別紙のようにもとの資料に添付されている資料の場合、もとの資料の年月日を添付資料の作成年月日と推定した。

一、起案・接受・決裁日が同一資料中に併記されている場合は、日付欄に決裁日を記入した。